

5 中地介第 3 5 8 0 号
令和 6 年 3 月 1 9 日

中野区 介護・高齢者支援課長
古本 正士

総合事業の報酬改定について（令和 6 年 4 月 1 日改正）

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その 4）（令和 6 年 3 月 18 日事務連絡）」等の通知により、令和 6 年 4 月 1 日からの報酬改定の情報が示されています。

それに伴い、中野区でも総合事業の訪問型・通所型サービス報酬の変更を予定しています。

ただ、まだ案の状況であり、現時点では中野区よりお知らせできるものではありませんが、現在予定している報酬改定の概要について以下のとおりお知らせします。

変更内容は、厚労省よりの確定情報発出後決定しお知らせする予定です、変更後は**令和 6 年 4 月**サービス利用分からの適用となります、よろしく願いいたします。

【総合事業の訪問型・通所型サービスについて】

① 対象サービス(変更なく従前相当は月額報酬制)

- 現 従前相当・訪問型サービス（独自）（A 2）
- 現 従前相当・通所型サービス（独自）（A 6）
- 現 生活援助サービス（訪問サービス・緩和型）（A 3）
- 現 活動援助サービス（通所サービス・緩和型）（A 7）

② サービスの利用対象者について(変更なし)

事業対象者及び要支援 1・要支援 2の方が利用できます。ただし、要支援 1・要支援 2の方は利用できないサービスコードがありますのでご注意ください。

③ 報酬・利用者負担額・加減算について(変更あり)

A 2・A 6については、厚生労働省が定める基準と同様に変更の予定です。

A 3・A 7については、A 2・A 6の各サービス種類ごとの変更を勘案した単位数に変更の予定です。

④ 報酬のサービスコード表(変更あり)

4 月中までに中野区公式ホームページ及びケア倶楽部に掲載の予定です。

⑤ 単位数マスタ(変更あり)

4 月中までに中野区公式ホームページ及びケア倶楽部に掲載の予定です。

問い合わせ先 中野区介護・高齢者支援課 介護給付係

FAX 03-3228-8972

メールアドレス kaigokourei@city.tokyo-nakano.ig.jp